

令和6年度第1回平塚市いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時 令和6年6月27日（木） 午前10時00分~午前11時00分

場 所 平塚市役所本館720会議室

出席者 【委員】平塚市小学校長会、平塚市立中学校長会、平塚市スクールロイヤー、平塚児童相談所、横浜地方法務局西湘二宮支局、神奈川県警少年相談・保護センター湘南方面事務所、平塚警察署少年補導員連絡会、平塚市PTA連絡協議会、こども家庭課、人権・男女共同参画課、青少年課青少年相談室、子ども教育相談センター
【事務局】教育指導課

1. 開 会

本会議は、傍聴者を募らない非公開の会議である。しかし、本会議の要旨、意見については事務局でまとめた後、平塚市のホームページで公開する。

2. あいさつ

3. 自己紹介

4. 連絡協議会の趣旨説明

○事務局から、「平塚市いじめ問題対策連絡協議会条例」について説明する。

5. 協 議

(1)「平塚市いじめ問題対策調査会」報告について

- ・趣旨説明
- ・委員の委嘱
- ・正副委員長の選出
- ・協議について

(2)いじめ問題等に係る関係機関の取組や情報について

<平塚市小学校長会>

4月の職員会議では、本校のいじめ防止基本方針の内容について、いじめの定義や対策等、具体的に説明を行った。スクールカウンセラーと学年職員が情報交換を行うとともに、児童や保護者から相談があった場合、他の業務より優先して対応している。対応の際は、聞き取りと指導を区別し、複数対応している。また、子どもと関わる機会を増やすことで、一人一人の個性を把握し、こまめに見ることができている。

<平塚市立中学校長会>

本校の場合は1小1中であり、小学校から人間関係ができているが、固定化されている部分もある。いじめの早期発見のため、奇数月に行ういじめアンケートに基づき、個別相談を行っている。また、11月には教育相談アンケートを行い、きめ細やかに対応している。教科担任制により、多角的に子どもたちを見ることができている。必要な時は当該生徒に関係する教職員が集まり、情報交換を心がけている。毎週決められた時間に、いじめ防止対策委員会のメンバーが集まり、スクールカウンセラーとともに情報交換を行っている。

<平塚市スクールロイヤー>

市や学校からの相談のうち、1/3 程度がいじめに関するものである。学校にはチームで対応するとともに、法律どおりに対応することを助言している。教職員への研修も行っており、研修では法律ですべてを解決できるわけではないことや、いじめ防止対策推進法について話をしている。また、児童生徒向けにいじめ予防の授業も行っている。

<平塚児童相談所>

いじめの相談はほぼない。いじめる側の子どもの背景で、児童相談所が関わるものも時々ある。いじめを受けた側のケアの必要性も含め、対応に関わることもある。

<横浜地方法務局西湘二宮支局>

学校以外での困ったこと・いじめ・虐待などの情報を得るために、教育委員会や小中学校に協力してもらい、「SOS ミニレター」を配布している。「子ども人権レスキュー」をポスター掲示し、法務局としての相談機関を周知したり、子どもの人権相談強化週間や LINE を通して相談対応したりしている。

<神奈川県警少年相談・保護センター湘南方面事務所>

いじめ被害の継続的な相談はないが、保護者からの電話相談はある。子どもが一番の主体であるので、子どもの主張をきちんと確認するように伝えとともに、保護者の要望や意見を整理しながら相談対応している。

<平塚警察署少年補導員連絡会>

小中学校用に DVD を作成している。より多くの児童生徒に見てもらうために専門の委員会を設け、サイバー教室を行っている。少年補導員連絡会へ要請があれば派遣が可能である。

<平塚市 P T A 連絡協議会>

市 P 連にはいじめ対策の基本方針はないので、これから検討していきたい。県 P 連としては「こころコトバ大賞」を行っている。子ども、保護者たちにも周知できるとよい。

<こども家庭課>

直接的ないじめ相談はあまりない。主に児童虐待について家庭と関わる中で、少しでも原因の解消ができるように関わっている。関係機関と連絡を取る中で、いじめの原因が家庭環境やネグレクトの場合もあるので、福祉的なサービスなどを紹介している。

<人権・男女共同参画課>

行政として、いじめ重大事態調査結果報告に基づいて、再調査が必要かどうかの審議や再調査を担当している。

<青少年課青少年相談室>

青少年相談、ヤングテレホンで相談を受け付けている。いじめの相談があった場合は関係機関と連携していきたい。

<子ども教育相談センター>

教育・福祉・心理など専門的な視点で対応している。教育指導課とも連携している。教育相談では不登校・発達の問題など多岐にわたる課題の相談を受けている。背景にはいじめが疑われるものもあり、相談者の同意を得て学校と連携するものもある。スクールカウンセラーによる教育相談も行っており、いじめ問題に対する学校との連携方法について教育相談員から助言を行うこともある。スクールソーシャルワーカーも学校の一員として対応するようになっている。かながわ子どもサポートドックを、各学校に実施依頼するとともに、いじめを早期に発見し適

切に支援していきたい。

質疑

特になし

(3)その他

＜事務局＞

本連絡協議会は、原則として年2回開催する。次回は2月の開催を予定している。

6. 閉 会